

石環第553号  
平成30年12月17日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 亀山



(仮称) 石巻港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する意見について  
(回答)

平成30年11月21日付け環対第285号で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出します。

担当：生活環境部環境課環境保全G  
河野 (内線 3369)



(仮称) 石巻港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する意見について

(環境保全に関すること)

法令等	内容	担当部署
1 悪臭防止法に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料の保管について、木質ペレットについては燃料バンカまたは屋内式倉庫に保管、パーム椰子殻については燃料バンカまたは屋内式倉庫、もしくは雲雀野工業団地内の燃料保管場所に保管し、木質チップについては燃料保管場所に保管する計画とある。燃料そのものが発する臭いが飛散し、苦情が発生する可能性がある。特に屋外で保管する燃料保管場所は、臭いが飛散しやすいことから、燃料そのものが発する臭いについても考慮すること。</li> <li>・住民からの悪臭についての苦情申し立てが特に多いのは、夏季であり、窓などを開けて生活している状況が考えられる。夏季の南東風等により、住宅地へ悪臭が飛散することが考えられることから、事業所から北西方面の上釜地区、下釜地区への影響について配慮すること。</li> </ul>	生活環境部 環境課
2 その他公害防 止対策に関す ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地域は工業専用地域につき、騒音・振動規制法の適用は受けない地域であるが、北に約 1km 離れた準工業地域には住居等が立地することから、騒音、振動等の公害防止対策を徹底し、苦情等が発生した場合は誠意をもって早急かつ適切な対応を行うこと。</li> </ul>	

(その他)

法令等	内容	担当部署
1 建築基準法に 関すること	・建築基準法第6条に基づき、発電所建設予定地と燃料保管場所の敷地が別敷地であれば、建築確認申請についても別々の申請が必要となりますので、相談願います。	建設部 建築指導課
2 都市計画法に 関すること	・都市計画法の開発許可申請の要否について、この環境影響評価方法書では判断ができませんので、相談願います。	建設部 建築指導課